羽生市ファミリー・サポート・センター会則

（名称）
第1条　本会は、ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。
（位置）
第2条　センターは、羽生市東6丁目15番地に置く。
（目的）
第3条　センターは、育児の援助を行いたいもの（以下「協力会員」という。）と育児の援助を受けたいもの（以下「協力会員」という。）を組織し、会員間による育児の相互援助活動（以下「援助活動」という。）を支援することを目的とする。
（業務）
第4条　センターは、次に掲げる業務を行う。
（1）　協力会員及び依頼会員（以下「会員」という。）の募集、登録等に関すること。
（2）　援助活動の調整に関すること。
（3）　講習会及び交流会の開催に関すること。
（4）　関係機関との連絡調整に関すること。
（5）　広報に関すること。
（6）　前各号に掲げる業務のほか、センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。
（代表者）
第5条　センターの代表者は、羽生市長とする。
（会員）
第6条　会員は、センターの趣旨を理解し、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者であって、次の各号の要件を満たす者として、センターの承認を得た者とする。
（1）　市内在住（依頼会員は市内在勤も含む）
（2）　協力会員にあっては、心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができること。
（3）　依頼会員にあっては、原則として当該依頼会員の親族であって、生後6か月以上12歳（小学6年生修了）までの子ども（以下「子ども」という。）を有すること。
2　協力会員と依頼会員は、これを兼ねることができる。
（入会等）
第7条　会員として入会しようとする者は、羽生市ファミリー・サポート・センター入会申込書（様式第1号）を提出し、センターの承認を受けなければならない。
2　センターは、入会の承認をしたときは、会員として登録し、羽生市ファミリー・サポートの会員証を交付するものとする。
3　会員は、登録された事項に変更が生じたときは、羽生市ファミリー・サポート・センター会

員登録変更届(様式第2号)をセンターに提出しなければならない。

(退会)

第8条　会員が退会しようとするときは、羽生市ファミリー・サポート・センター退会届(様式第3号)をセンターに提出しなければならない。

2　会員は退会するときは、会員証及びセンターが指示する書類等を返還しなければならない。

(アドバイザー)

第9条　センターにアドバイザーを置く。

2　アドバイザーは、次の業務を行う。

(1)　第4条に掲げる業務に関すること。

(2)　サブリーダーの選任及び育成指導に関すること。

(3)　他のセンターとの連絡調整に関すること。

(4)　会員間のトラブルへの助言に関すること。

(5)　センターの経理事務等の業務運営に関すること。

3　アドバイザーは、援助活動の円滑な調整を図るため必要があると認められるときは、一定の地域を単位とする会員グループを設け、その世話役として、サブ・リーダーを選任することにより、援助活動の調整を行わせることができる。

(相互援助活動の内容)

第10条　協力会員が行う援助活動は、次に掲げるものとする。

(1)　保育園・幼稚園・小学校及び学童保育クラブ等開始時間前又は就業時間後に子どもを預かること。

(2)　保育園・幼稚園・小学校及び学童保育クラブ等へ子どもを送迎すること。

(3)　買い物、学校行事等での外出するにあたり、子どもを預かること。

(4)　子どもが軽度の病気の場合等、臨時的・突発的に子どもを預かること。

(5)　冠婚葬祭で外出するにあたり、子どもを預かること。

(6)　その他、子育て支援のために必要な援助。

2　子どもを預かる場合は、原則として協力会員の家庭において行うものとする。ただし、子どもが軽度の病気の場合は、依頼会員と協力会員協議のもと、依頼会員の家庭において行うものができるものとする。

3　子どもの宿泊を伴う援助活動は、原則として行わないものとする。

4　援助活動は、羽生市内に限るものとする。ただし、特別の事情があるとサポート・センターが認める場合は、この限りでない。

(援助時間)

第11条　協力会員による援助活動の時間(以下「援助時間」という。)は、午前7時から午後7時までとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

2　援助時間は、1回につき最低30分とし、以降30分を単位とする。

(援助活動の実施方法)

第12条　依頼会員は、援助活動を受けようとするときは、アドバイザーに対し、その申し込みをするものとする。

2　前項の援助の申し込みは、原則として、援助活動を必要とする日の2週間前までに行うものとする。

3　依頼会員から援助活動の依頼を受けたアドバイザー等は、援助活動の内容、日時等を確認し、協力会員との調整を行うとともに援助依頼受付簿にその内容を記録するものとする。

4　アドバイザー等は、原則として援助活動開始前に依頼会員と協力会員との事前打ちわせを行い、援助活動の内容について十分な協議をするものとする。

5　依頼会員は申込んだ援助以外の援助を求めてはならない。

6　協力会員は、援助活動を実施したときは、援助活動報告書に内容を記入し、依頼会員の確認を受けなければならない。

7　協力会員は、その月の援助活動に係る援助活動報告書を翌月の15日までにセンターに提出しなければならない。

（報酬等）

第13条　依頼会員は、援助活動実施後に協力会員に対し、援助終了後において別に定める基準に従って速やかに報酬を支払うものとし、会員は基準以外のものを求めたり受け取ったりしてはならない。

（保険）

第14条　会員は、援助活動中の事故に備え、安心して援助活動を行うために、センターが指定するファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

2　前項の保険に関わる費用については、センターが負担するものとする。

3　会員は、援助活動中に事故が生じた場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

（損害の賠償）

第15条　会員は、故意若しくは過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、センターは会員の登録を抹消することができる。

2　センターは、前条の規定により会員の登録を抹消したときは、その理由を明示し、速やかに羽生市ファミリー・サポート・センター会員登録抹消通知書（第4号様式）により通知しなければならない。

（連絡調整会議）

第16条　センターは、必要に応じて連絡調整会議を開催するものとする。

2　連絡調整会議は、アドバイザー・サブリーダー・職員等を持って構成し、地域グループの活動状況の報告、情報交換等を行なう。

（交流会）

第17条　センターは、会員相互の交流を図り、情報交換等を行なう為に交流会を開催するものとする。

（守秘義務）

第18条　援助活動により知り得た他人の家族の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密をもらしてはならない。退会後においても同様とする。

附則

この会則は、平成11年11月1日から施行する。

附則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この会則は、令和7年4月1日から施行する。

羽生市ファミリー・サポート・センター報酬等の基準

羽生市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第13条の規定に基づく報酬等の基準を次により定める。

1　報酬

依頼会員が提供会員に支払う30分当たりの報酬額の基準は、次のとおりとする。

区　　分	報酬額
月曜日から金曜日までの午前7時～午後7時	300円
上記の時間帯以外の時間 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始	400円

（1）報酬は30分単位とし、援助活動1回ごとに算定するものとする。

（2）援助活動は、30分に満たない場合でも30分とみなす。30分を1分でも超えた場合は1時間とする。

（3）報酬額の算定に係る時間は次のとおりとする。

①依頼会員の子どもが協力会員宅に着いたときから、依頼会員が子どもを迎えるまでの時間

②協力会員が、援助活動を行うために自宅を出たときから、援助活動を終了し、自宅に戻るまでの時間

③依頼会員が援助開始時間に遅れた場合は、援助内容に従った援助活動の時間とする

（4）託児は1人を原則とする。ただし、複数の子ども（兄弟姉妹）を預ける場合は、2人目からは半額とする。

（5）依頼会員が援助活動の利用を取り消す場合は、次のとおり依頼会員が協力会員に支払うものとする。

①利用予定日前日までの取り消し　　無料

②利用開始1時間前までの取り消し　依頼した時間の報酬額の半額

③利用開始1時間以内の取り消し　　依頼した時間の報酬額の全額

④無断取り消し　　依頼した時間の報酬額

2　実費

依頼会員は、援助活動に要した次の費用を協力会員に支払うものとする。

①子どもの送迎等に係る交通費

②協力会員が用意した飲食物、おむつ等の費用

③車を使用した場合、1回の援助につき100円

3　報酬等の支払い

報酬及び実費は、援助活動終了後、すみやかに協力会員に支払うものとする。